

市民委員会資料

陳情第151号

「過労死防止基本法の制定を求める意見書」の提出
及び「本市の過労死防止施策の充実」を求める陳情

資料 過労死防止基本法の制定を求める陳情について

経済労働局

平成26年5月16日

過労死防止基本法の制定を求める陳情について

1 過労死等の状況（脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況）

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数を取りまとめている。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事が原因で発症する場合があります、これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれている。

脳・心臓疾患（「過労死」等事案）の労災補償状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(対前年)
脳・心臓疾患	請求件数(全国)	889	767	802	898	842 (△ 56)
	決定件数(全国)	797	709	696	718	741 (23)
	うち支給決定件数	377	293	285	310	338 (28)
うち死亡	請求件数(全国)	304	237	270	302	285 (△ 17)
	決定件数(全国)	313	253	272	248	272 (24)
	うち支給決定件数	158	106	113	121	123 (2)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(対前年)
脳・心臓疾患	請求件数(神奈川)	82	72	54	71	58 (△ 13)
	決定件数(神奈川)	71	66	48	58	54 (△ 4)
	うち支給決定件数	32	30	18	30	23 (△ 7)
うち死亡	請求件数(神奈川)	18	14	19	22	14 (△ 8)
	決定件数(神奈川)		15	16	19	15 (△ 4)
	うち支給決定件数	10	9	9	12	9 (△ 3)

精神障害等の労災補償状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(対前年)
精神障害等	請求件数(全国)	927	1136	1181	1272	1257 (△ 15)
	決定件数(全国)	862	852	1061	1074	1217 (143)
	うち支給決定件数	269	234	308	325	475 (150)
うち自殺 (未遂を含む)	請求件数(全国)	148	157	171	202	169 (△ 33)
	決定件数(全国)	161	140	170	176	203 (27)
	うち支給決定件数	66	63	65	66	93 (27)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(対前年)
精神障害等	請求件数(神奈川)	76	94	101	106	91 (△ 15)
	決定件数(神奈川)	70	74	82	101	97 (△ 4)
	うち支給決定件数	18	15	19	34	46 (12)
うち自殺 (未遂を含む)	請求件数(神奈川)	9	10	5	10	12 (2)
	決定件数(神奈川)	8	9	10	8	11 (3)
	うち支給決定件数	1	1	2	4	4 (0)

「平成24年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」厚生労働省

※市町村単位での公表はされていない。

2 過労死防止基本法の制定を求める経緯

平成 20 年秋、過労死弁護団全国連絡会議と日本労働弁護団が「過労死防止基本法」の制定を求める決議をあげたことがきっかけとなり、「全国過労死を考える家族の会」の会員たちが、過労死防止基本法の立法化の取り組みを始めた。

3 法案の提出

(1) 臨時国会での状況

平成 25 年 12 月 4 日に野党 6 党の共同提案で衆議院に提出されたが、自由民主党の党内手続きが終わっていないため、臨時国会では採決せずに継続審議となっている。通常国会（平成 26 年 1 月 24 日召集）に与党も党内手続きを進め、修正を加えた法案を超党派で提出する見込みとされている。

平成 25 年 12 月 4 日法案提出者 11 名

民 主 党	泉健太 山井和則 大西健介
日本維新の会	杉田水脈 重徳和彦
みんなの党	浅尾慶一郎 中島克人
日本共産党	高橋千鶴子
生活の党	小宮山泰子 玉城デニー
社会民主党	吉川元

(2) 法案の概要

平成 25 年 12 月 4 日に提出された法案の主な内容

- ・過労死等の定義 業務における過重な身体的若しくは精神的な負荷による疾患を原因とする死亡（自殺による死亡を含む。）又は当該負荷による重篤な疾患。
- ・基本理念 過労死はあってはならないとする基本認識の下で行われるものとする。
- ・国の責務 過労死等を防止するための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- ・地方自治体の責務 過労死等を防止するための施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・事業主の責務 国及び地方公共団体が実施する過労死等を防止するための施策に協力するとともに、その雇用する労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・過労死問題啓発週間 11 月 17 日から同月 23 日まで。

- ・過労死等防止基本計画等 厚労大臣が案を作成し、閣議決定を求める。
- ・基本施策 調査研究の推進、医療提供体制の整備、過労死等のおそれのある者や親族等に対する支援、民間団体への支援、事業主に対する支援等
- ・過労死等防止推進協議会 過労死防止基本計画に関する事務を処理するため、厚生労働省に設置

(3) その後の状況

自由民主党は雇用問題調査会の中に「過労死等防止に関するワーキングチーム」を立ち上げ検討を重ね、過労死や過労自殺を防ぐため、政府の対策の強化に向けた「過労死等防止対策推進法案」としてまとめた。

平成26年4月23日、過労死や過労自殺の防止対策の法制化を検討している超党派の議員連盟は、実態調査や相談体制の整備など、政府の取り組みを定めたこの法案を今の国会に議員立法で提出し、成立を目指すことを確認した。

4 本市の過労死防止に関連する主な施策（経済労働局が実施しているもの）

- (1) 労働相談
- (2) かわさき労働情報への啓発記事の掲載
- (3) 中小企業労働者等へワーク・ライフ・バランス等に関する専門コンサルタント派遣、メンタルヘルス対策セミナー開催（産業振興財団）
- (4) 川崎市労働災害防止研究集会

川崎市内における各事業所の労働災害防止活動の促進と定着を図り、心と身体の健康づくりを含めて、安心して働ける職場環境をつくるために毎年開催しており、平成25年度で49回目となる。メンタルヘルスに関する講演や、労働安全衛生に関する市内事業所の優れた取組について表彰を行うなど、労働災害の防止に努めている。

- (5) 関係機関・団体との連携